

令和4年4月

保護者の皆様へ

河内長野市立美加の台小学校  
校長 浦尾 和久

## 緊急事態発生時の対応について

学校としましては、万一緊急事態が発生した場合は、子どもの安全を守ることを最優先し、以下のマニュアル基準で対応いたします。 <対応：学校長判断>

### 対応A：「最大の警戒を要する事態」

授業を打ち切り下校させる場合は、次の（１）及び（２）で対応します。

（１）学校に児童を待機させ、保護者等に迎えに来ていただく。

- ア 緊急対策本部の設置（PTAの協力）
- イ 職員校区内パトロール
- ウ 地区児童会の教室に集合、待機
- エ 担当教員は児童がそろっているか確認、諸注意、連絡をする。
- オ 児童を保護者に引き渡す（確認）。
- カ 翌日以降は可能な限り保護者の方と一緒に登校 など

（２）地区別一斉下校

- ア 緊急対策本部の設置（PTAの協力）
- イ 職員校区内パトロール
- ウ 地区児童会の教室に集合、待機
- エ 担当教員は児童がそろっているか確認、諸注意、連絡をする。
- オ 集団下校(担当教員、PTAの協力)
- カ 翌日以降は可能な限り保護者の方と一緒に登校 など

### 対応B：「警戒を要する事態」

（１）授業終了後、学年で一斉下校（教職員付き添い）

- ア 登下校時に校区内パトロール（教職員、PTA）
- イ 授業中の校内巡視
- ウ 授業終了後、学年で一斉下校（教職員付き添い）
- エ 翌日以降は可能な限り保護者の方と一緒に登校 など

### 対応C：「注意を要する事態」

（１）授業終了後、学年で一斉下校

- ア 授業中の校内巡視 など
- イ 授業終了後、学年で一斉下校
- ウ 校区内パトロール（教職員、PTA）

※ PTA・青パト・関係諸機関に協力の要請

※ 教育委員会等を通じてさまざまな情報が入ります。「緊急事態の内容」、「発生日時」、「発生場所」「現在の状況」などを総合的に判断するため、マニュアル通りでない場合があります。また、学校独自の判断になりますので、市内のすべての小・中学校が同じような対応にならない場合があります。